

議会運営委員会

令和元年12月13日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	小城 世督	木澤 正男
奥村 容子		
坂口 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 面巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 岡田 光代

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、溝部委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、伴委員、溝部委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）令和元年第6回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。①付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧いただきたいと思います。各常任委員会に付託されました14議案は、いずれも満場一致で可決すべきものとされております。いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決になりますが、ここで、討論の有無について確認をさせていただきたいと思います。討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があるとお聞きになっている議案がありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思いますが、ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長

現在のところ、討論の予定はないということで確認をしておきます。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

次に、陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望についての表決について、議会事務局から連絡があるとのことですので、発言を許可します。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 議会事務局より、陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望についての表決についてご連絡させていただきます。

本件については、初日に委員長報告、最終日に表決を行うことで11月25日の議会運営委員会および12月2日の全員協議会でご確認いただいているところです。斑鳩町議会会議規則第81条においては、「議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する」と定められております。このことから、11月15日の建設水道常任委員会において「不採択とすべき」と決しておりますが、最終日には、賛成の議員の起立を求める形で表決が行われる予定です。

具体的には、議長より「本件については、委員長報告は不採択であります。陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望について、賛成の議員の起立を求めます」と宣告されますので、当陳情を採択すべきとお考えの議員は起立をお願いします。一方、委員長報告と同様に、不採択とすべきとお考えの議員は、着席のままとなりますので、表決に際しましては、ご注意くださいようお願いいたします。

以上、議会事務局からの陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望についての表決についてのご連絡でございます。

委員長 はい、ご苦労さんでした。ただ今、議会事務局長から説明がありましたことについて、何か質疑、ご意見がありましたらお受けいたします。

(な し)

委員長 結局、委員長報告に賛成の者は着席のままやということですね。そういうことですので、よろしく申し上げます。それでは、陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望に

については、建設水道常任委員長報告は「不採択とすべき」であります。本会議での表決は、賛成の議員の起立を求める形で表決が行われる予定であるということで確認をしておきます。

それでは、①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題といたします。

現在までに追加提案を予定されているものはございませんが、提案等を予定されているもの、あるいはまた、提案等の予定があるとお聞きになっているものはございますか。

(な し)

委員長

議員提案の予定は、現時点ではないものと確認をしておきます。

追加日程として予定されているものはないとのことですが、これまでのところ、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきますので、議長には、進行方よろしく願いいたします。

(1) 令和元年第6回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2) 次期定例会等の日程についてを議題といたします。

皆さんのお手元にお配りしております日程案について、事務局から説明をお願いします。佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、次期定例会の日程案につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元の日程表(案)をご覧ください。3月2日(月)を初日とし、3月25日(水)を最終日とする、会期24日間の案をお示ししております。

まず、3月2日(月)を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、3月3日(火)、4日(水)は休会、5日(木)、6日(金)を一般質問、7日(土)、8日(日)は休会、9日(月)から11日(水)は予算審査特別委員会の1日目、2日目、3日目とします。12日(木)は休会、13日(金)は

建設水道常任委員会、14日(土)、15日(日)は休会。16日(月)は厚生常任委員会、こちらは午前は中学校卒業式のため、午後1時30分開会、17日(火)は総務常任委員会、18日(水)は休会、19日(木)は議会運営委員会、こちらも午前は小学校卒業式のため午後1時30分から開会、そして20日(金)祝日でございます、から24日(火)までは休会とし、25日(水)を最終日とする、会期24日間の案でございます。

以上、次期定例会等の日程についてのご説明とさせていただきます。

年度末でもございまして、タイトな日程ではございますが、ご理解くださいますよう、よろしくご審議をお願い申し上げます。

委員長 ただいま事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 以前にですね、一般質問から予算・決算の間にできれば1日取っていただきたいということをお願いしてきたんですが、どうしても日程的に詰まってしまう時はしょうがないかなと思うんですけども、その辺の運用ですね、についてはちょっと確認しておきたいなと思うんですけども。

委員長 ただいま木澤委員のほうから、一般質問から特別委員会に移るまでには1日以上はあけていただきたいというふうな申し入れがありまして、その時の議運の関係、また全員協議会ではそのように配慮するというふうなことをお伝えしたと思いますけれども、今回、年度末でもあり、割と詰まっておりますんで、その余裕いうんですか、1日が取れなかったということでご理解いただけたらと思います。局長のほうはそれはご存じでしたんか。

佐谷議会事務局長。

議会事務局長 以前の議事録確認いたしましたましてですね、配慮すべきであったということ、委員さんからのご指摘を受けまして、以降確認しておりまして、大変申し訳ございませんでした。ただ、今回につきましてはちょっと年度末でございまして、もう一度戻すということが大変難しい日程でございますので、ご理解いただければと思います。以上でございます。

委員長 事務局として変わった時には、申し合わせいうんですか、そこらへんの方はよろしくをお願いしますね。

議会事務局長 以後気を付けるようにいたします。どうも申し訳ございませんでした。

委員長 伴委員。

伴委員 これ、同じような話、ちょっとさせてもらったんやけど、結局26日が保育園の卒園式ということがあって、ちょっとどうもならなかったと、そういう流れがちょっとあったんです。

委員長 木澤委員。

木澤委員 日程的に詰んでいる時はいたしかたないと思いますんで、基本的にはあけていただくということで、配慮のほうをお願いいたします。

委員長 以後、気をつけたいと思います。他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、3月定例会の日程は、お手元の日程表の案のとおり予定をしておくといいことで委員会として確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。3月定例会の日程につきましては、予定ということで確認をしておきます。

総務部長から、他に何かご報告はございますか。

(な し)

委員長 総務部長には、他の公務もございますので、ここで退席していただくこと
といたします。お疲れさまでした。
暫時休憩いたします。

(午前9時10分 休憩)

(午前9時11分 再開)

委員長 再開いたします。
次に、(3)今年度の検討事項についてを議題といたします。
①斑鳩町議会傍聴規則の見直しについてですが、前回11月25日の委員
会で、委員みなさんが改正素案を確認していただき、本日の議会運営委員会
で、委員のご意見をお聞きするというところで終わっておりました。
それでは、改正素案を確認していただいた上での、委員皆様のご意見をお
聞きします。 齋藤委員。

齋藤委員 傍聴規則改正素案ですけども、よくまとめられておましてですね、良い
と思います。ただ、若干文言だけ直してもらったほうが嬉しいなと思います
のが、2、3ありますんで、いいですか。

委員長 はい、どうぞ。

齋藤委員 2ページ目の7条1項の6のところですけども、黄色いマーカー引いてあ
るところです。

委員長 ちょっと待ってください。持ちやない方、いらっしゃいますか。
どうぞ。齋藤委員。

齋藤委員 「犬、猫、鳥その他の動物の類を同伴している者は、傍聴席に入ることが
できない」、この「者」で止めてもいいのかなと。傍聴席に入ることができ
ない、上の方見ますとですね、携帯している者、携帯している者、何々して
いる者、というふうになって止めてますので、「者」。そして傍聴席に入る

ことができないというのは除いて、ただし、身体障害者補助犬等々というのは加えてもらおうと。それから、同じような類なんですけども、7条の4項、「監督の伴わない12歳未満の者は傍聴席に入ることはできない」となってますけれども、これも同じように「者」で止めてもいいのかなと。

委員長 今おっしゃったのは7条。

齋藤委員 7条は2ページ目の一番下の4項です。黄色いマーカーついているところなんです。監督の付き添わない12歳未満の者、で止めてもいいのかなと。は、傍聴席に入ることができないというところを削除してもいいのかなと。それから、3ページ目ですね、8条の一番下、(7)の後に(6)となってますから、(7)の後これ(6)が(8)、(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)、(7)がマーカー引いてます。

委員長 結局(7)のあとは(8)ではないかということですね。

齋藤委員 それからですね、すみません、前後します、申し訳ありません。2ページ目の一番下7条の4項のところ、監督の付き添わない12歳未満の者、ってなってますけども、これは4項に入ってますけども、1項のですね、6と7の間に入れてもいいのかなと。ここだけわざわざ4項にしなくても、要するに傍聴席に入ってはいけない者の列挙ですので。「犬、猫、鳥その他の動物の類を同伴している者」、その後に「監督の付き添わない12歳未満の者」、そして7に入れてもらって、そして7ってなってますのを8に入れると。
わかりますでしょうか、言っている意味。

委員長 はい。
それだけですか。

齋藤委員 それだけです。

委員長 ただいま、齋藤委員から、「傍聴席に入ることができない者」を列挙して

いる関係上、「者」は入ることができないということは二重になるということでご提案いただきましたけれども、他の委員さんどうですやろ、このことに対して。第7条の(6)ですか、「同伴している者」で切ると、ほんで「傍聴席に入ることはできない」ことを除くと。それからもうひとつが。

齋藤委員 7条の一番下の4項です。

委員長 監督の付き添わない12歳未満の者ということで、この第4項は第7条のカッコ書きのところの、どこでもええんですけれども、中に入れ込んではどうかということですね。

それとあと、3ページ目、第8条の一番最後、(6)と書いてあるのは(8)の間違いではないかということですけども、(8)は間違いで訂正させていただきたいと思いますが、他のことに関しては、「者」でもう切ってよろしいですか。

事務局長、これ者で切っても差し支えないですね。佐谷議会事務局長。

議会事務局 第4条の、監督の付き添わない12歳未満の者は、というのを、第4条にしておりますのは、標準町村議会傍聴規則に準じたものにしてありますが、特にこれに縛られる必要はないと考えますので、差し支えないと考えております。以上です。

委員長 そしたら他の委員さんどうですやろ。そのようにしてよろしいですか。ただし、この第4項の分を第1項に入れるについては順番、別に、どの順番でもよろしいか。

(異議なし)

委員長 そしたら、事務局でそのようにやっていただいたら。
そのほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 第4条のところで、新たに年齢を追加していただいているんですけども、

住民さんの個人情報なんで、できるだけ少ないっていうんですかね、最低限にするべきではないかなというふうに考えますんで、あえて年齢はいらんんじゃないかなと思います。

委員長 これを入れるにあたっては、統計、結局傍聴に何歳から何歳までとか、そういうふうなことも将来必要になってくるのではないかなと。ただ傍聴人何人やなしに、10代から20代、20代から30代、30代から40代とかね、そういうふうなことを見るために書き入れていただこうかなと思って、「年齢」と入れたわけなんで。

そこら辺どうですやろ、委員皆さん、他のご意見は。 伴委員。

伴委員 それでしたら性別なんかも。氏名だけで、いま、女性・男性わからん方も非常に多い形、それでいくのであれば、そういうことも必要なんではないかなというような気はしますけどね。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 今回、「年齢」というところを入れましたのは、事務局で標準町村議会傍聴規則に、この年齢が入っているということから、入れさせていただいたものでございます。ただし、この生駒郡内でもですね、年齢が入っているのは平群町だけでございまして、三郷町、安堵町は入っておらない状況でございます。あと、今、伴副委員長からおっしゃっていただいたんですけど、今なるべく性別を記入しないという方向が行政で進んでおりますので、ちょっとそちらにはご配慮いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長 ただ今、佐谷事務局長から説明がありましたが、その年齢については、私先ほど申しましたような理由であえて入れさせていただいたということですよ。皆さんのご意見どうですやろ。もう省きましょうか。

将来なんかのことに、結局、この町議会傍聴人はもう年寄りばかりとか、そういうふうなことを言われた場合、またどのぐらい若い人が来てるねんと

か、そういうふうにかかれた場合に答えられるような感じで年齢だけは入れさせていただいたという経緯なんですけれども、いかがですか。

齋藤委員。

齋藤委員 入れても特に問題ないと思いますんで、このまましていいのではないかと思います。

委員長 年齢入れておいても大丈夫。 伴委員。

伴委員 私も確かにプライバシーで、年齢がプライバシーにどんだけあるかっていうこともありますし、ここは入れたほうがいいと思います。

委員長 他の委員さんどうですやろ。 小城委員。

小城委員 皆さんと同じで年齢は入れておいてもいい、特に問題ないのかなど。委員長おっしゃるように、今後役に立つ材料になるのかなどと思いますので、入れておいていいと思います。

委員長 溝部委員。

溝部委員 私もいいと思うんですけども、すみません、これを傍聴の方が、もし「書きたくない」とおっしゃった場合は、傍聴はできないものなんですかね。

委員長 それはご自由にさせていただいて結構かとは思いますが。

これ書いてなくて、年齢もお願いしますというよりも、書いていて、年齢書く必要ないと思うから、おっしゃったら、それはそれで結構やと、そのようには思います。この年齢書いてないから傍聴禁止するとか、そういうことでは、そういう運用ではないということは、ここで確認しておきます。

奥村委員。

奥村委員 私の考えとしては、今のこの時代、性別を入れないという、性別を表さな

いということであれば、年齢も入れないということのほうがいいのかと思います。

委員長 性別は別にして、年齢を入れたほうがいい、いろんなアンケートの結果と
考えてね、入れたほうがいい、または今の時代、年齢は入れないほうがいい
という2つの意見でましたけれども、どうさせていただきますでしょう。

書きたくないという方はそのまま結構やということですねけれども、
一応年齢を入れておいて、書きたくないという人は書いていただかなくて結
構やという感じでどうですやろね。

そういうことで、このままでさせていただきます、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 そしたらそのようにさせていただきますんで。
他ございませんか。 奥村委員。

奥村委員 第8条の(4)のところに飲食(適度な水分補給を除く)というところは
青で要検討となっていますけど、これは入れておかれるということでよろし
いですか。

委員長 この青部分はね、2ページにもカッコ書きでありますけども、これは皆さ
んのご意見をお聞きしたいということで、入れさせていただきましたんで、
このようにしたほうがいいのではないかな、また別に書き足してもいいので
はないかなとか、そういうご意見を賜りたいと思いますけれども。

まずこの3ページ目の(4)飲食ですね、カッコ書きで書いてある部分、
これどうさせてもらったらよろしいですやろ。 齋藤委員。

齋藤委員 私はやっぱり今、熱中症とかそういうのがありますので、適度な水分補給
を除くというのは入れていただいたほうがいいと思います。

委員長 他にごございませんか。適度な言うのがね、あいまいな言い方でこれも問題

あろうかとは思いますが。 伴委員。

伴委員 私は、逆に、もう飲食又は喫煙をしないことという形で、きちっとしておいたほうが良いように思います。退出ができない場所であれば、確かにこれは入れておかないとだめですけど、自由に退出ができるわけですから、そこで退出されて外で飲んでいただくというような形のけじめということは、私は大事だと思いますので、きっちり飲食、でないかと非常にあいまいというか、どれが適度なんかっていうことが非常に難しいというふうに私は思いますので、そのように私は考えます。

齋藤委員 伴委員の意見は、持ち込んでも構わないけども、かばんの中に入れておいても構わないけども、飲むときは外に出て飲んでくださいね、とそういう意味で言っているんですよ。

委員長 伴委員。

伴委員 そうですね。これならそのままいけそうな感じも、傍聴席で飲まれてもおかしくないような文言のように思いますので、そういう意味で話しました。

委員長 どのようにさせていただきますよう。
暫時休憩します。

(午前9時27分 休憩)

(午前9時29分 再開)

委員長 再開いたします。

今、休憩中にいろいろお話しさせていただきました、やはり水分補給というのは外に出てもやっていただけるということで、この文言は省くということでご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それと、2ページ目のこのカッコ書き、第7ですね、「その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者」と、これが僕どうもわからんので、どういうことを言っているのか。入れといっても毒にはならんけども、省いてもいいんじゃないかなと。どうしましょう、入れときますか。これは会議規則。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 今、委員長おっしゃられました、「その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者」は、標準町村議会傍聴規則に記載されているものでございます。以上です。

委員長 標準の中に入ってんねんから、もう入れておきますか。

(異議なし)

委員長 そしたら、第7は入れさせていただきます。
他にございませんか。

(な し)

委員長 そしたらそのようなことで、今、おっしゃっていただいたことを訂正しまして最終日の委員長報告の中に入れさせていただく、そしてまた全員協議会に配布させていただいてよろしいですか。

(異議なし)

委員長 最終日の全員協議会に配布させていただいて、他の議員さんのご意見を1月末までにお聞きすると。そして2月の議会運営委員会でいろんな意見出たら、それをまた取りまとめていくと。そして3月の定例会初日に、初日までに議長に答申するという形をとらせていただこうと思いますが、それによろしいですか。

(異議なし)

委員長

そしたら、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、異議なしと認めます。斑鳩町議会傍聴規則の見直しについては、本日のご意見をもとに、委員長と副委員長で改正案を作成し、12月の定例会の最終日に委員長報告し、議員皆さんに配布するというで終わっております。

次に、②斑鳩町議会議長交際費支出基準の周知について、前回11月25日の委員会では、議長交際費から、全国大会出場団体への激励金を支出するかどうかの議論も含めて考えてみることにしておりましたが、このことについて、ご意見があれば、お聞きします。ございませんか。

(な し)

委員長

これは、今現在はホームページに載せないということで結論出ているんですけども、このことについてはいろいろと問題があるというんですか、難しい問題にもなってきましたんで、また、この3月の議運までにはちょっとしんどいかなと思いますんで、これ長いスパンで検討していきたいと思いますが、そんでよろしいですか。

ということは、次年度の議運に持っていくという感じにもなるかとは思いますが、それでもよろしいですか。 伴委員。

伴委員

確におっしゃるように、これは時間かけてやるほうがいいのではないかなというような感じ、結構昨年からも、継続じゃないですけども、話し合ってきた部分もありますし、私もその形でやっていただければと思います。

委員長

他の委員さん、そんでよろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、②斑鳩町議会議長交際費支出基準の周知については、引き続き、

意見交換を行い、協議していくということで終わります。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。 小城委員。

小城委員 先般の溝部議員の一般質問に対する面巻部長の答弁が非常に問題があるんじゃないかということで、本委員会で議論していただきたいと思うんですが。問題点としましては、面巻部長が「社会福祉協議会は別の組織であり、答弁できない」と答弁拒否したところです。社会福祉協議会は町の行政組織規則では福祉子ども課の所管と明記されております。また、町からは多額の補助金を出しており、多くの委託事業も発注しています。さらには会長は中西町長であり、常務理事は黒崎会計管理者です。また町の監査委員さんは定期的に監査を実施しておられ、その報告書も作成して議会に報告しておられます。これらのことから、総務部長の答弁拒否はありえないことであり、質問者である溝部議員のみならず、私たち議員への議会軽視は非常にひどいものだと思っております。そういったことから、この質問に対する答弁を何らかの形で機会を得る確保はできないかということを検討してほしいと思うんですが。よろしいでしょうか。

委員長 ただいま小城委員から、総務部長は先般の一般質問で同僚議員の質問に「答弁できない」と答弁されたことについて、議会軽視でもあると感じているので、この委員会で問題提起させていただきたいということですね、というご意見出ましたけども、このことについては先の厚生常任委員会でも発言されておりますので、事前に事務局において調査しておりますので、議会事務局長の発言を許可します。 佐谷議会事務局長。

議会事務局 12月10日の厚生常任委員会において、小城委員が問題提起されました、一般質問で、社会福祉協議会のセクハラ・パワハラ相談について、その内容等について議員がたずねたが、人事担当である総務部長が「本町以外の団体のため、答弁できない」と答弁されたことにつきまして、問題があるかどうか、全国町村議長会に助言を求めましたところ、この場合の総務部長の

回答は、妥当な回答であるとの回答でございました。以上、ご報告させていただきます。

委員長 　ただ今、事務局長からの報告も参考にさせていただいて、委員みなさんのご意見をお聞きしたいと思います。

　　暫時休憩いたします。

（ 午前9時37分 休憩 ）

（ 午前9時45分 再開 ）

委員長 　再開いたします。　木澤委員。

木澤委員 　ただいま、小城委員から問題提起がありましたけども、当日、私も溝部議員の一般質問を聞かせていただいている、総務部長の答弁だけをとらえて、それを議会軽視というのはちょっと、そこまでは言いすぎじゃないかなというふうに思います。それと、別の機会に答弁をとというのはちょっと当日一般質問も、まだ時間もある中で溝部議員があそこで止めてはったんで、それはその個人の、質問者個人の裁量によるものだというふうに思いますんで、それを他の議員から指摘されて、新たに別の機会に答弁とかを設けるとするのはちょっと運用上難しいんじゃないかなと思います。

委員長 　今、木澤委員のほうから、一般質問の面巻部長の発言、また一般質問された議員さんのことについてもお話していただきましたけども、皆さんそれでご納得していただけますか。小城委員、どうですか。

小城委員 　この議会運営委員会で問題提起して、皆さんで議論することが意義があったと思いますので、今の形で問題ないかと思います。

委員長 　議員の力量というのも理事者側は見てると思いますんで、皆さんそれぞれに勉強して力をつけていただきたいと思います。

　　それでは、ほかにございませんか。その他について。

(な し)

委員長 議長から、何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局から、何かございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、その他については終わります。
それでは、継続審査について、お諮りいたします。
お手元にお配りしております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。
以上をもちまして本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。
なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午前9時47分 閉会)